答 弁 第 五 六 号平成十九年二月二十日受領

内閣衆質一六六第五六号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の 「論考」 は、 御指摘の総領事が原稿を執筆し、 外務省領事局政策課を主管として所要の手続を

経た後、 外務省ホームページに掲載されたものである。決裁をした領事局政策課長の氏名は、 山本条太で

ある。

一及び四から八までについて

御指摘の 「論考」を含め、 「総領事館ほっとライン」は、 各総領事の個人的な立場でそれぞれの任地の

状況を紹介することを趣旨とするものであり、 その記述の一々について、 外務省として論評することは差

し控えたい。

九について

御指摘の 「論考」を含め、 「総領事館ほっとライン」は、 各総領事が任地の状況について様々な角度か

ら国民一般に発信し、 その理解を深めるという意味で有意義であると考える。